

令和2年5月25日



名古屋港管理組合

新型コロナウイルス感染症にかかる 緊急経営支援策の拡充について

名古屋港を利用する事業者の方々の事業継続を支援するため、下記のとおり土地等の貸付料の支払い猶予を行い、支援を拡充します。

記

1 対象者

愛知県又は名古屋市の信用保証協会による新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対する金融支援制度を利用する事業者

2 支援内容

事業者からの申請に基づき、納付期限が6月1日以降となる土地等の貸付料の支払いを、6か月間猶予します。(対象期間は9月の利用まで)

なお、中小企業者を対象とした港湾施設使用料等の支払い猶予は、4月17日より実施しています。

【お問合せ先】
企画調整室(調整担当)
担当 桑山、伊藤
TEL 052-654-7901

港営部管財課
担当 坂本、堀内
TEL 052-654-7876